

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社六甲商会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（供給物資の種類、運搬）

第4条 供給物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとし、甲が指定する場所へ、乙が運搬を行うものとする。

(1) 飲料水

(2) ウォーターサーバー

(3) その他乙の取り扱い物資

（経費の負担）

第5条 前条により乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有物資の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が飲料水等を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別紙のとおりに定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 31 年（2019 年） 1 月 17 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫 路 市 長 石 見 利 勝

乙 神戸市中央区磯上通 6-1-23
株式会社六甲商会
代表取締役社長 和 田 英 剛

(別記様式)

応 援 要 請 書

平 成 年 月 日

様

姫 路 市 長 ○ ○ ○ ○

次のとおり物資の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
応 援 を 必 要 と す る 事 由 (理 由)	
応 援 を 必 要 と す る 物 資 、 数 量	
引 き 渡 し 場 所 等 (日 時 分)	
そ の 他 必 要 な 事 項	